

# 消防法令に基づいて設置されている 旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

**適応火災マークを確認してください！**

**適応火災のマーク**



文字表示の消火器は、  
交換が必要です。



普通  
火災用

油  
火災用

電気  
火災用

絵表示の消火器は、  
今後も設置可能です。



普通火災用

油火災用

電気火災用

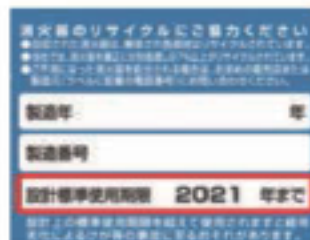
## 消火器の設計標準使用期限はおおむね 10 年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

なお、新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格です。



## ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。

日高西部消防組合

富川消防署

TEL : 01456-2-1521

日高支署

TEL : 01457-6-2244

**北方領土返還要求  
運動 強調 月間**

『絶やすまい』

返還つなぐ

強い声

北海道では、国民の悲願である北方四島（歯舞・色丹・国後・択捉）の早期返還の実現を目指し、世論の結集を図るため、令和3年8月1日から8月31日までの期間で「北方領土返還要求運動強調月間」を展開しています。

この期間中は、役場本庁舎、日高総合支所、水・くらしサービスセンター・厚賀出張所窓口に戻還署名コーナーを設置いたしますのでみなさまの積極的な協力をお願いします。北方領土に関するホームページもご利用ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

▼お問い合わせ先

日高町役場 総務課  
人事給与グループ  
電話  
01456(2)5131

**知ってますか？ 道の「苦情審査委員」制度**

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。

皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

① 苦情申立ての窓口は、道庁の道政相談センターか各総合振興局（振興局）総務課です。

② 苦情申立書の付いたリフレットを用意しています。

③ 道のホームページからでも申立書をダウンロードできます。

④ 苦情申立書に必要な事項を記入し、苦情申立ての窓口に提出してください。また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

▼お問い合わせ先

北海道総合政策部知事室  
道政相談センター  
電話  
011(204)5523

**預けて安心！  
自筆証書遺言書保管制度**

自筆で作成した遺言書を、1件3900円で法務局に保管することができ、制度が昨年7月にスタートしました。

札幌法務局では、「遺言者の最終意思を確実に託す方法として活用を」と制度をPRしています。

遺言の方式には、主に、公証人が関与して作成し、公証役場に保管する公正証書遺言と自分で書いて自分で保管する自筆証書遺言があります。

自筆証書遺言は、費用を要さず、遺言者本人だけで作成できるなど手軽で自由度が高い反面、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、一部の相続人などによって書き換えられてしまうといった「保管」についての問題点が指摘されていました。

そこで、自筆証書遺言のメリットを損なわず、保管の問題点を解消するための方策として、法務局で自筆の遺言書を保管する「自筆証書遺言保管制度」が創設されました。

この制度を利用することで、遺言書の紛失などが防止されるほか、遺言書の存在の

把握が容易となり、「遺言者の最終意思の実現」、「相続手続の円滑化」が図られます。

なお、利用に当たっては、次の事項に留意願います。

① 法務局では遺言の内容についての相談に応ずることができません。

② 本制度は保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。

▼お問い合わせ先

札幌法務局 民事行政部  
市民行政調査官室  
電話  
011(709)2311

**「北海道立北の森づくり  
専門学院」の 出願受付**

昨年4月、旭川市に開校した「北海道立北の森づくり専門学院（略称：北森カレッジ）」は、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を2年間で身に付けられる専門学校で、北海道の森林づくりへの意欲に溢れた方を募集しています。

当学院では、「学院説明会」及び「オープンキャンパス」を開催しますので、興味がある方は、是非お申し込みください。

※都合がつかない方は、Web等の個別相談も受け付けておりますので、お気軽にお申し込みください。

▼出願資格

道内の林業・木材産業関係企業等への就職を希望し、高等学校卒業又は同等以上の学力を有し、入学時に40歳以下の方

▼出願期間

【推薦入試】

10月1日(金)～15日(金)

【一般入試】

10月12日(火)～29日(金)

※試験日程等はホームページ等でご確認ください。



生徒募集要項



オープンキャンパス



▼お問い合わせ先

北海道立北の森づくり専門学院 教務課  
電話  
0166(75)6163